

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第6号

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則（平成7年静岡県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を
年 月 日」

「申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）」に改める。

様式第3号中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則（以下「旧規則」という。）規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。